

なかやまクラフトの里
(販売管理棟 2 を除く)
指定管理者募集要項

令和 7 年 6 月

伊 予 市

なかやまクラフトの里（販売管理棟2を除く）指定管理者募集要項

1 基本的事項

(1) 指定管理者制度導入の目的

伊予市（以下「市」という。）が公の施設として設置するなかやまクラフトの里（販売管理棟2を除く。）について、当該施設の設置目的を最大限發揮し、かつ、最も効率的な運用が図れるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び伊予市なかやまクラフトの里条例（令和2年伊予市条例第29号。以下「クラフトの里条例」という。）第3条の規定により、指定管理運営業務を行う指定管理者を募集する。

(2) 管理・運営に関する基本的な考え方

指定管理者制度は、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度であるため、指定管理者は自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があり、次の各項目に留意して管理運営を実施することとする。

ア 運営業務にあたっては、当該施設の設置目的、機能及び法的位置付けに基づき業務を行うこと。

イ 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。

ウ 効率的な運営を行い、管理運営費の節減に努めること。

エ 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。

オ 管理に当たっては、市と緊密な連携を取り、市の指示には誠実に対応すること。

(3) 事業実施に関する基本的な考え方

指定管理者は、下記に基づき施設に関する事業を実施することとする。

ア 地域資源の活用と発信

（ア） 地域の多様な資源を活用し、その魅力を広く発信する体制を構築する。

（イ） 特産品の販売や新商品開発を通じて資源のブランド化と付加価値向上を図る。

（ウ） 地域事業者・観光関連団体等と連携し、資源活用と情報発信のネットワークを強化する。

（エ） 中山スマートICと周辺観光施設の連携強化により、広域観光ルートの形成と観光客の定着を促進する。

イ 体験型観光の充実

（ア） 地域資源による体験型観光プログラムで地域の魅力発信と観光誘客を推進する。

（イ） 地域住民・関係団体と連携し、体験型観光による交流促進と経済活性化を図る。

(ウ) 季節や地域行事等と連動した多様な体験型観光コンテンツの充実を図る。

ウ 情報発信機能の強化

(ア) 多様な媒体で最新情報を分かりやすく提供する体制を強化する。

(イ) 多言語・バリアフリー対応で誰もが利用しやすい情報提供を推進する。

(ウ) SNS や HP などの ICT を活用し、地域の魅力やイベント情報を積極的に発信する。

(エ) 地域関係者と協働し、魅力発信の効果向上を図る。

エ 交流・憩いの場としての環境整備

(ア) 休憩や情報提供設備を充実させ、快適な利用環境を整備する。

(イ) 地域の特性や景観を活かした交流拠点を整備する。

(ウ) イベントやマルシェ開催に対応した空間整備で多世代の交流を促進する。

オ 持続可能な運営と地域貢献

(ア) 環境に配慮した運営で持続可能な管理体制を構築する。

(イ) 地域協働や社会貢献活動で地域社会の発展に寄与する。

(ウ) 地産地消や販売促進で地域経済の活性化と雇用創出を図る。

(エ) 特產品開発等を通じて、地域課題を解決する人材の育成環境を整備する。

(オ) 利用者ニーズを分析し、サービス改善に活かす体制を整える。

カ 安全・安心と防災拠点としての役割

(ア) 防災設備の管理と地域防災拠点としての体制を整備し、安全・安心を確保する。

(イ) 災害時の避難場所や物資供給拠点として機能するため、必要な設備を整備する。

(ウ) 平時から防災訓練や啓発活動で地域の防災意識を高める。

(エ) 災害時の避難や救援活動の受け入れ体制を整える。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 なかやまクラフトの里（販売管理棟 2 を除く（以下「当該施設」という。））
- (2) 位 置 伊予市中山町中山子 271 番地
- (3) 設 置 目 的 伊予市の地域資源を活用した特產品の展示販売及び道の駅としての機能を活用した観光情報等の発信により、市民と来場者の交流促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。
- (4) 敷 地 面 積 約 7,307 m²
- (5) 図 面 17 頁に記載
- (6) 施 設 内 容
ア 販売管理棟 1
情報・休憩コーナー、販売施設 1、販売施設 2

- イ 屋外店舗棟
販売施設3、販売施設4
 - ウ 特產品加工場
 - エ 食の体験施設
 - オ 匠の体験施設
 - カ 多目的広場
屋根付区域、露天区域
 - キ 道の駅施設
第1駐車場、第2駐車場、屋外トイレ棟
- (7) 入込客数 令和4年度153,003人、令和5年度148,710人、
令和6年度137,485人（愛媛県に報告している入込客数）

3 申請をすることができる者の資格等

(1) 申込資格

- 指定管理者の指定手続に申し込むことができる者は、法人格を有する者、又はその他
の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する
場合を含む。）の規定により、伊予市における一般競争入札等の参加を制限され
ている者
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取
り消しを受けたことがある者
 - ウ 市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公平な手続きを妨げた者又
は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - エ 国税及び地方税を滞納している者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又
は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生、又は破産手続
き等をしている者
 - カ 指定期間開始日までに施設に甲種防火管理者の資格を有する人員を配置する
ことができない者
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、若しくは暴力団の
構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ケ 役員（法人でない団体で代表者、又は管理人の定めがあるものの代表者若しくは
管理人を含む。）のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体
- （ア） 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142

条（同条を準用する場合を含む。）、又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

- (イ) 法律行為を行う能力を有しない者
- (ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (エ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (カ) 暴力団の構成員等

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上、又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等で共同（以下「コンソーシアム」という。）で申請することができる。この場合において、次の事項に留意すること。

- ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定すること。
- イ 申請後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部、若しくは一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、市がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとする。
- ウ 単独で申請した法人等が、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。
- エ コンソーシアムの全ての構成員が(1)の申請資格を満たしていること。

(3) 申込資格の留意事項

団体は、株式会社その他の法人、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申込資格を有さない。

(4) 新設法人等の扱い

当該施設の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していくなくても、その名称等を使用して申請できることするが、伊予市議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書、又は法務局が発行する受領書を提出しなければならない。

4 申込期間等

(1) 受付期間

令和7年6月13日（金）から7月22日（火）の午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く。）とする。

(2) 提出先

〒799-3193 伊予市米湊820番地

伊予市産業建設部商工観光課 Tel 089-982-1120

5 スケジュール

内容	日程
公告（公募開始）	令和7年6月13日（金）
現地説明会申込受付期間	公告から令和7年6月23日（月）まで
現地説明会	令和7年6月26日（木）
質問書の受付期間	公告から令和7年7月4日（金）まで
質問書への回答日	令和7年7月10日（木）
申請書等の受付期間	公告から令和7年7月22日（火）まで
参加資格審査結果の通知 プレゼンテーション審査案内	令和7年7月30日（水）
プレゼンテーション審査	令和7年8月6日（水）
審査結果通知	令和7年8月12日（火）

6 選定の基準

(1) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、伊予市公の施設における指定管理者選定委員会（伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年市規則第142号)第5条。以下「選定委員会」という。）において、次の基準に照らし、書類審査及びプロポーザルによる総合評価を行い、最低基準点（満点の6割）を満たし、最高得点を得た者を、当該施設の管理を行うに最も適当と認める団体として指定管理者に選定する。

なお、申請者が1者のみの場合も審査を実施し、獲得した評価点が満点の6割以上を満たしている場合は、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断し、指定管理者候補者として選定する。

審査項目	評価項目	選 定 基 準	配点
指定管理者として	管理運営実績	同種・類似施設の良好な管理運営実績があるか。 ※同種施設は道の駅、類似施設は、物販施設、飲食施設、	10

の適性		その他商業施設等とする。	
	経営基盤の安定性	経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。	10
施設の管理運営に対する基本的な考え方	施設の設置目的の達成に向けた取組み	施設の設置目的や市の方針を十分理解しているか。 また、それらを達成するのにふさわしい施設計画を策定しているか。	10
	施設計画(施設構成、施設内容)	施設計画にある各施設について、サービス内容等、現実的で魅力的な提案になっているか。 また、市民等の交流を深め、産業の振興及び発展を図るような施設計画内容になっているか。	10
管理運営体制	組織体制	施設の管理体制が明確に示されており、人員体制や配置は妥当か。 また、職員の配置や勤務シフト等、労働条件は適正に配慮されているか。	10
	維持管理	清掃や警備、設備の保守点検等を含めた施設の維持管理業務について、基本的な考えができているか。	10
	施設管理	施設利用者の募集、施設管理等について、適切に実施できる提案となっているか。	10
	地域貢献	地元団体や企業との連携、市内からの積極的な雇用について、具体的に提案がなされているか。 また、将来的に地域経済や産業振興を担う後継者の育成と定着を図る内容となっているか。	15
	危機管理体制	防災対策や非常災害時の危機管理体制及び対応方法などが十分に考えられているか。	15
当該施設にふさわしい産業の振興等の取組み	地域特産品の活用	独自の商品開発など、地域特産物等の活用策について、地域資源のブランド化及び付加価値の向上を図る提案となっているか。	10
	情報発信	観光情報及び地域情報等の情報発信が、適切かつ魅力的なものであり、伊予市の知名度や認知度向上に寄与するものであるか。	10
	企画立案	季節や地域行事と連動した企画について、提案が現実的かつ魅力的な提案がなされており、市内外からの集客を期待させるものであるか。	10

収支計画	指定管理料の適正な収支計画	売上・経費等の妥当性を示す積算根拠が明確に示されており、事業収入の増大、支出の縮減など事業的に成長が見込まれた収支計画になっているか。 また、指定管理料縮減の提案がなされており、適正かつ効果的であるか。	20
	合	計	150

(2) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかったとき。
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。
- ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- エ 申請書類に虚偽又は不正があったとき。
- オ 理事者、選定委員会委員又は関係職員に個別に接触したとき。
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- ク その他不正な行為があったとき。

7 管理の基準及び業務の範囲

クラフトの里条例その他の規定に基づき指定管理業務を行わなければならない。当該施設を適正に管理するうえで、必要不可欠な業務運営の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 開館時間及び休館日

当該施設の開館時間及び休館日は、クラフトの里条例第6条のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(2) 利用の許可

- ア 有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- イ 指定管理者は、有料施設の利用を許可する場合は、必要な条件を付することができます。

(3) 利用許可の取り消し

指定管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めるとときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- ア クラフトの里条例に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

- イ 建物、又は設備を損傷、又は滅失するおそれがあるとき。
- ウ 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- エ 利用の許可条件に違反したとき。
- オ その他施設の管理、又は運営上支障があるとき。

(4) 利用料金の設定と減免

ア 利用料金の設定

各施設の利用料金は、クラフトの里条例で定める限度額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

イ 利用料金の減免

指定管理者は、各施設の設置目的に従って利用する場合で、特に必要があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(5) 当該施設の情報発信及び集客・利用促進業務

指定管理者は、次の業務も行わなければならない。

ア 広告・宣伝等の情報発信

イ ホームページの作成・管理

ウ その他集客・利用促進に関する業務等

(6) 業務の範囲等

ア 留意事項

(ア) 指定管理者は、当該施設を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じ最も効率的に運用しなければならない。

(イ) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 67 条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。その他、地方自治法やクラフトの里条例等、業務を行うに当たり関係法令を遵守すること。

(ウ) 指定管理者が行う業務は、原則、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に市長の承認を受けた場合は、業務の一部を専門の事業者に委託することができる。

(エ) 指定管理者が施設の管理を行うに当たり、保有する情報の開示及び提供については、市の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

(オ) 指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、作成、又は収受した書類等を他の業務の書類等とは別に管理し、管理業務に係る書類等を明らかにし、保存しなければならない。

(カ) 指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行については、監査委員の監査を行う場合がある。

- (キ) 指定管理者は、管理業務の実施に当たっては、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量等、環境への負荷の軽減に努めなければならない。
- (ク) 指定管理者は、施設利用者や第三者への損害、又は業務上の瑕疵により生ずる損害の賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入すること。
- (ケ) 防犯及び自然災害の防止策や対応を行うとともに、事故等の緊急時の体制を整えること。
- (コ) 指定管理者は、AED（自動体外式除細動器）を適正な場所に設置し、適切な管理運営に努めなければならない。

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 当該施設の維持管理に関する業務
- (イ) 当該施設の利用許可に関する業務
- (ウ) 当該施設の運営に関する業務
- (エ) 道の駅なかやまに関する業務
- (オ) 市からの各種調査依頼に関する調査及び報告
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、当該施設の設置目的を達成するために必要な業務

(7) その他

指定管理者の従業員、施設利用従業員等、当該施設運営関係者が通勤等に使う駐車場は、当該施設の外に別途設けること。

8 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）までとする。

9 申請の方法

- (1) 申請方法は、申請書等の書類を持参、又は郵送とする（持参の場合は、7月22日（火）午後5時15分までに到達したものを有効とする。郵送の場合は、7月22日（火）必着とする。）。
- (2) 申請書等提出書類は、伊予市が定めた所定の様式を使用すること。様式は伊予市役所担当課で受領、又は市公式ホームページ上からダウンロードすること。
- (3) 添付資料は、伊予市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）に記載のとおりとする。
- (4) 提出部数は、正本1部、様式サイズは日本産業規格A4版、文字ポイントは10ポイント以上とすること。また、申請書類等提出書類のPDFデータを電子メールで下記提出先に提出すること。

○提出先

伊予市産業建設部商工観光課

メールアドレス syokokanko@city. iyo. lg. jp

(5) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは認めない。
- イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとし、複数の事業計画書を提出することはできない。
- ウ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがある。
- エ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。

10 その他

(1) 管理運営収入

指定管理者は、次に掲げる各号の収入を得ることができる。

- ア 販売収入（直営販売施設等における販売収入）
- イ 利用料金収入（有料施設の利用に係る料金）
- ウ 共益費収入（有料施設の占用利用者との個別契約による）
- エ 各種事業からの収入（指定管理者が市長の承認を得て行う自主事業による収入）

(2) 維持管理経費

- ア 指定管理業務に係る経費は、指定管理者の負担とし、利用者からの利用料金、伊予市からの指定管理料及び事業収入で賄うこととする。ただし、決算により損失が生じた場合でも補填は行わない。
- イ 前記の指定管理業務に係る経費には、浄化槽の点検、管理を含む。また、指定管理者の負担で、販売管理棟1にAEDを設置すること（指定管理期間中、バッテリー及びパッド類について常に良好な状態で使用できるよう留意すること）。
- ウ 指定管理者は、自身の団体等と独立し、当該施設に特化した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、団体自身の口座とは別の口座で管理しなければならない。
- エ 指定管理者は、当該施設に係る収支の状況（財務情報）について毎年報告するほか、伊予市からの求めがあるときは随時調査し、その時点での開示可能な情報について報告すること。

(3) 指定管理料

指定管理者が行う業務に要する費用を予算（年間11,000千円上限）の範囲内において指定管理料を支払う。

伊予市議会において予算に関する議決が得られなかった場合は、上記金額が変更されることがあるほか、指定管理期間を通して上記金額の支出を保証するものではない。

指定管理者は、指定管理料を指定管理期間中に縮減することを目標に収益性の向上

に努めることとする。指定管理料の縮減に向けた計画については、年度ごとの売上目標を検討し、「収支計画書」（様式7、8）により提案すること。

指定管理料の額及びその支払い方法については、応募者の収入計画に基づき協議を行い、「基本協定」及び「年度協定」により定める。

(4) 納付金の設定

指定管理者は、年度ごとの経営状況に応じて、一定目標額以上の利益が生じた場合は、指定管理者からの提案をもとに、目標額超分の売上に対する歩合で、その利益の一部を納付金として伊予市へ納付できるものとする。

納付金の計算方法及び金額想定については、年度ごとの売上目標を検討し、「収支計画書」（様式7、8）により提案すること。

実際に納入する納付金の計算方法や納付方法については、指定管理者の提案に基づき、伊予市と指定管理者が協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとする。

(5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、伊予市は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 申請書類は、情報公開の請求により、伊予市が公開することが不適切と認める部分を除き開示することがある。

(6) 伊予市と指定管理者との責任分担

当該施設の管理運営に関する指定管理者と伊予市の責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は伊予市と指定管理者とで締結する協定で定める。

項目	内 容	伊予市	指定管理者
運営の基本的考え方	施設の特色化	○	○
条例等の改正	利用料金	○	
施設（建物・付属施設・機械設備・遊具・樹木他）	保守点検、維持管理		○
安全衛生管理			○
災害時における初期対応	待機、連絡体制確保、災害調査・報告、応急措置	(指示)	○
災害復旧	本格復旧	○	
施設の大規模改修		○	
修繕	小規模な修繕（1件30万円以下）		○

天災時の不可抗力	天災等指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	<input type="radio"/>	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		<input type="radio"/>
	伊予市の責に帰するべき理由により生じた損害	<input type="radio"/>	
苦情対応	受注した業務に係る苦情対応 有料施設の占用利用者に対する苦情対応		<input type="radio"/>
保険加入等	施設本体の火災保険（共済）加入	<input type="radio"/>	
	借家人賠償保障保険		
	第三者への賠償保障保険		<input type="radio"/>

(7) 目的外使用等の取扱い

当該施設において、自動販売機や物品販売等目的外使用の許可を受けようとする者があるときは、市長に対する申請は指定管理者が行うこととし、指定管理者は、伊予市の規定に基づく使用料を納入しなければならない。

また、使用許可の期限は、指定管理期間である5年以内とする。

(8) その他

ア 現地説明会

令和7年6月26日（木）午後2時から当該施設の現地説明会を行う。参加を希望する者は、6月23日（月）午後5時15分までに電子メールで連絡のうえ、指定の時間までに当該施設販売管理棟1の多目的広場（屋根付き区域）に集合すること。

なお、現地説明会への参加は、1団体当たり3人までとする。

○現地説明会申込み先

伊予市産業建設部商工観光課

※電子メールアドレス syokokanko@city.iyo.lg.jp

参加を希望する会社（団体）名、代表者名、担当者役職・氏名、参加予定人数、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

イ 質問事項及び回答

指定管理に係る質問事項を、令和7年7月4日（金）午後5時15分まで受け付ける。別紙の所定様式により、持参、ファックス、又は電子メールで提出すること。

上記締め切り期限までに質問のあった事項への回答については、ホームページ

ジ上で令和7年7月10日（木）中に公表する。

ただし、上記日程に回答できない内容については、隨時、追加で公表することがある。

上記以外での質問（電話、訪問等による）には一切対応しない。

※ 連絡先

伊予市米湊820番地

産業建設部商工観光課

※ 公式ホームページアドレス <http://www.city.iyo.lg.jp>

※ 電子メールアドレス syokokanko@city.iyo.lg.jp

※ FAX 089-982-1728

ウ プレゼンテーション及び質疑応答

- (ア) 応募団体多数の場合は、申請された提出書類に基づく審査を行い、これにより上位5団体程度を選出し、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの参加依頼の有無については、全ての応募団体に郵送で通知する。
- (イ) 書類審査は選定委員会で実施し、応募書類に不備がないか、応募資格・応募条件を満たしているか、欠格事由に該当がないか等の審査を行う。
- (ウ) プレゼンテーションの持ち時間は30分、質疑応答は最大20分とし「選定基準」に基づき選定委員が採点・審査を行う。プレゼンテーション審査は8月6日（水）に実施する予定である。

エ 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要となる。候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を得ることとなる。

市長は指定管理者を指定したときは、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定に基づき、告示を行うとともに指定した団体に文書で通知する。

オ 協定の締結

(ア) 協定の締結

伊予市と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、伊予市と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通じての管理業務を定める基本協定と年度別協定を締結する。

(イ) 協定の内容

協定の内容は、次のとおりとする。

- a 指定期間にに関する事項
- b 事業計画に関する事項（自主事業を含む。）
- c 利用料金に関する事項
- d 事業報告及び業務報告に関する事項

- e 指定管理料に関する事項
- f 個人情報の保護に関する事項
- g 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- h その他必要となる事項

(ウ) その他

協定で定めた事項については、基本的に改定は行わない。ただし、特別の事情があるときは、協議のうえ、協定を改定することができる。

カ 費用の負担

指定管理者の申請から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和8年3月31日）までに係る必要な経費は、申請者が負担すること。

キ 市が提供する資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

ク 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者、又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者としての決定、又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

(ア) 市議会において指定に係る議案が否決されたとき。

(イ) 指定管理者等が倒産、又は解散したとき若しくは社会的に非難される事件を起こしたとき。

(ウ) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

(エ) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

(オ) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(カ) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

(キ) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が発生したとき。

ケ 指定期間満了前の取り消し

(ア) 市による指定の取り消し

市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができるとしてする。

a 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

b 指定管理者が市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

c 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

d 自らの責に帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出が

あつたとき。

(イ) この要項に定める申込資格を失ったとき、又は申込資格がないことが判明したとき。

(ウ) 資金事情の悪化等より、業務の遂行が確実でないと認められるとき。

(エ) その他市長が必要と認めるとき。

コ 指定期間満了前の取り消しの措置

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は賠償の責めを負わない。また、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。

(イ) 指定管理者は、管理をしなくなった当該施設又は設備を速やかに原状回復しなければならない。

(ウ) 指定管理者は、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次の指定管理者が円滑かつ支障なく、指定管理業務を遂行できるよう引継ぎを行わなければならない。

(エ) 指定管理者が持ち込んだ備品等があるときは、その取扱いを市と協議すること。

11 図面

